

由利本荘市小形風力発電施設建設等に関するガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、由利本荘市において小形風力発電（20kW未満）施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という。）の建設等にあたって、市民の安全・安心及び環境保全、景観形成の視点に立ち、風力発電施設等を建設、運用又は管理しようとする者（以下「事業者」という。）が遵守する事項及び調整手順を示すことを目的とする。

2. 対象となる施設等

(1) 対象施設

本ガイドラインの対象となる施設は、風力発電施設等とし、新設、増設、又は改修を行うもの、あるいは行ったものを対象とする。

(2) 対象地域

本ガイドラインの対象地域は、由利本荘市全域とする。

3. 建設等にあたっての基準

(1) 住宅等からの距離

対象となる風力発電施設等については、住宅等（学校、保育園、病院などの文教施設、保健福祉施設等を含む。）から200m以上離れていること。

ただし、基準距離未満の対象住宅等の居住者及び利用者からの承諾又は同意が得られた場合はこの限りでない。

(2) 騒音

最も近い住宅等において、騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値内（昼間55デシベル以下、夜間45デシベル以下）とすること。

また、一過性の特定できる騒音を除いた騒音が30デシベルを下回る地域における騒音基準は35デシベル以下とする。

(3) 低周波音

最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参考値を超えないものとする。

(4) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように影響の予測及び調査を行うなど十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(5) 日影

風車の羽根の回転に伴って、地上に明暗が生じる現象への対策を含めた日影対策に十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(6) 自然環境

風力発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(7) 景観

- ① 事業者は、風力発電施設等の建設等にあたって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。
- ② 風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。
- ③ 事業者は、景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 事業者が風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

(8) 光害

事業者は、風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物への影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

(9) 文化財

事業者は、風力発電施設等の建設等にあたって、建設等の影響から文化財を保護するよう努めること。

(10) 災害防止

- ① 事業者は、災害発生時の緊急連絡体制を整備すること。
- ② 事業者は、風力発電施設等の建設等にあたって雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講ずること。
- ③ 土砂災害計画区域及び急傾斜地等への建設は災害防止の観点から避けること。

4. ガイドラインによる調整手順

(1) 事業説明

事業者は、風力発電施設等の設置地域及び規模の概要を計画した段階で、市及び関係住民（地権者及び近隣住民等）、必要に応じ公的機関や関連団体等に事業説明すること。

(2) 事業説明の結果報告

事業者は、住民説明会等の実施結果について、内容や参加者の状況等について、随時、市に報告するとともに、説明会等で出された質疑、意見等に対して適切に対応し、その内容についても報告すること。

(3) 法規制等に係る協議

事業者は、風力発電施設等の建設等に係る法規制等について、市の所管課及び関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。

なお、想定される主な法規制等は別表1のとおり。

(4) 本ガイドラインに基づき市に提出する資料

事業者は、国へ再生可能エネルギー発電事業計画認定申請に先立ち、小形風力発電施設の建設等に関する届出書（様式1）に関係書類を添えて市に提出すること。

ただし、本ガイドライン公表前に国へ申請書を提出済の場合は、速やかに届出書を提出すること。

5. 建設等の工事中及び工事完成後における調査

事業者は、風力発電施設等の建設中及び建設後についても環境及び景観等の保全に関し、「3. 建設等に当たっての基準」の遵守に努めなければならない。

また、建設が完了したときには、小形風力発電施設等の建設等完了報告書（様式2）を設置完了後30日以内に市に提出すること。

ただし、本ガイドラインの公表前に建設済みの風力発電施設等については、速やかに報告書を市に提出すること。

6. 設置後の維持管理等

(1) 事業者は、設置した施設について、破損又は事故等を未然に防止するよう務めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合は、速やかに市に報告すること。

(2) 事業者は、設置後に騒音、電波等の障害が発生したときには、その状況を市に報告のうえ、原因を調査し誠意を持って対応し、その内容を市に報告すること。

(3) 事業者は、設置した風力発電施設等の事業体制等（撤去までの資金計画を含む。）の変更が生じた場合には速やかに市に報告し、国提出の変更認定申請・届出書（写）を提出すること。

また、風力発電施設等の譲渡する場合も同様とする。

(4) 事業者は、設置施設での発電事業が終了した場合は、責任をもって風力発電施設等を撤去すること。

7. その他

(1) 風力発電施設等の建設にあたり、住民等から事業者へ申し入れのあった事項については、誠意を持って対応するとともに、その内容を市に報告すること。

(2) 本ガイドラインの公表前に建設済みの風車については半径200m以内の居住世帯から風力発電事業に対する承諾書又は同意書を得て、周辺住民及び地域の理解を得た上でその旨を市に報告すること。

(3) 本ガイドラインを遵守しない事業者等については、事業者名、事業概要等を公表するとともに、今後、本市での再生可能エネルギー事業のすべての取扱いの中止を求めることがある。

(4) 本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

附 則

このガイドラインは、平成30年6月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。